

1 改正の背景

平成25年8月に発生した京都府福知山市花火大会火災を踏まえ、消防法施行令等関係法令が改正された。これに伴い、札幌市火災予防条例の関係部分を改正するため、平成26年5月30日付けで札幌市火災予防条例の一部を改正する条例(平成26年条例第41号)が公布された。

2 主な改正概要

(1)対象火気器具等の使用に係る取扱いに関すること(条例第22条から第26条まで関係)

対象火気器具等(気体燃料、液体燃料及び固体燃料を使用する器具並びに電気を熱源とする器具をいう。以下同じ。)を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合は、**消火器**を準備した上で使用すること。

(2)屋外で大規模な催しを開催する場合の防火管理に関すること(条例目次、第63条の3、第63条の4、第73条、第74条関係)

- 消防署長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外催しのうち、大規模なものとして**消防長が別に定める要件**に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、「**指定催し**」として指定すること。

- 指定催しに指定された催しの主催者の義務

- ①**防火担当者の選任**
- ②**火災予防上必要な業務に関する計画の作成及び業務従事の指示**
- ③**火災予防上必要な業務に関する計画の提出**
(※指定催しを開催する日の14日前までに所轄消防署長に提出)

【消防長が別に定める要件】

○以下の2つの要件のいずれにも該当するもの

- ①一日当たりの人出予想数が、10万人以上の屋外催し
- ②露店等が100以上出店する屋外催し
⇒ 北海道神宮例祭(札幌まつり)(6月)、すすきの祭り(8月)の2つの催しが該当

- 罰則(指定催し的主催者に対する制裁)**

火災予防上必要な業務に関する計画を所轄消防署長に提出しなかった場合 ⇒ 「30万円以下の罰金」

(3)対象火気器具等を使用する露店等の開設に関すること(条例第67条関係)

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を出店する際には、所轄消防署長に対して露店等の開設に係る届出を行うこと。

3 施行期日

平成26年8月1日から施行

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例(平成26年条例第41号)

説明資料(消防局)

1 「催し」で露店等を開設する場合の流れ

※ ①から④までを実施する人
⇒ 対象火気器具等を使用する露店等の関係者

②露店等の開設届出書の作成



①消火器の準備



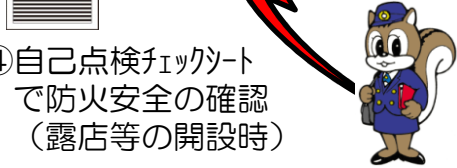
③届出書を所轄消防署に届出
(露店等開設前まで)

《所轄消防署》



⑤(必要に応じて)消防職員
による現地確認・防火指導

④自己点検チェックシート
で防火安全の確認
(露店等の開設時)



※ 催しの主催者は、個々の露店等に対し、以下を実施する。

1. ①消火器準備の促進
2. ②露店等開設届出書の一括作成
3. ④自己点検チェックシートによる防火安全確認の促進

「催し」のうち、以下の2項目のいずれにも該当する場合
(1) 屋外で実施する催し
(2) 所轄消防署長が指定する催し

「指定催し」を開催するための手続きが必要!
(主催者のみ)

2 「指定催し」を開催する場合の流れ

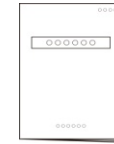
※ ①から④までを実施する人
⇒ 指定催しの主催者

③作成した計画を所轄消防署に提出
(指定催し開催の14日前まで)

①防火担当者の
選任



②火災予防上必要な業務に
関する計画の作成指示
(作成者: 防火担当者)



④計画の内容確認



⑤消防職員による
現地確認・防火指導



所轄消防署長が指定する催しの要件は

- (1) 一日当たりの人出予想が、10万人以上の屋外催し
- (2) 露店等が100店以上出店する屋外催し

⇒ 上記要件は、札幌市消防長が告示により指定